

土木建築委員会会議記録

土木建築委員長 後藤 政義

1 日 時

平成26年9月12日（金） 午後1時09分から
午後3時35分まで

2 場 所

第1委員会室

3 出席した委員の氏名

後藤政義、毛利正徳、桜木博、藤田正道、江藤清志、荒金信生、河野成司

4 欠席した委員の氏名

な し

5 出席した委員外議員の氏名

な し

6 出席した執行部関係の職・氏名

土木建築部長 進秀人 ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

- (1) 第86号議案及び第99号議案について、原案のとおり可決すべきものと全会一致をもって決定した。
- (2) 長期総合計画の実施状況について、おおいた土木未来（ときめき）プラン2005の取り組み状況について及び公社等外郭団体の経営状況等についてなど、執行部から報告を受けた。
- (3) 閉会中の継続調査について、所定の手続をとることとした。

9 その他必要な事項

な し

10 担当書記

議事課委員会班 主任 木付浩介
政策調査課調査広報班 主査 飯田聖子

土木建築委員会次第

日時：平成26年9月12日（金）13：00～

場所：第1委員会室

1 開 会

2 土木建築部関係 13：00～15：30

(1) 付託案件の審査

第 86号議案 平成26年度大分県港湾施設整備事業特別会計補正予算（第1号）

第 99号議案 海岸の占用料等及び海底の土地の使用料等の徴収に関する条例の一部改正について

(2) 諸般の報告

①長期総合計画の実施状況について

②おおいた土木未来プラン2005の取り組み状況について

③公社等外郭団体の経営状況等について

④緊急雇用創出事業（地域人づくり事業）について

⑤大分県海岸保全基本計画の改定について

⑥大分都市圏パーソントリップ調査の結果について

⑦土砂災害対策について

(3) その他

3 協議事項 15：30～15：35

(1) 閉会中の継続調査について

(2) その他

4 閉 会

会議の概要及び結果

後藤委員長 ただいまから、委員会を開催します。

では、さっそく審査に入ります。

本日審査をいただく案件は、今回付託を受けました議案2件であります。

この際、これらを一括議題とし、これより審査に入ります。

まず、第86号議案平成26年度大分県港湾施設整備事業特別会計補正予算（第1号）について、執行部の説明を求めます。

進土木建築部長 第86号議案平成26年度大分県港湾施設整備事業特別会計補正予算（第1号）の総括的な内容につきまして、ご説明いたします。

お手元の土木建築委員会資料の1ページをお開き願います。

平成26年度9月補正予算説明資料でございます。

まず、今回の土木建築部に係る補正予算額ですが、1の補正予算額の表の中ほど、内訳の土木建築部の欄の一番下に記載しておりますとおり、特別会計につきまして、港湾施設整備事業特別会計で3千万円の増額をお願いするものでございます。

次にその下の表の2、土木建築部の平成26年度予算の区分欄、特別会計の一番下をごらんください。

港湾施設整備事業特別会計の既決予算額17億6,069万9千円に対し、今回の補正予算額3千万円を増額しますと、その右の計の欄にありますとおり、補正後の歳出予算総額は17億9,069万9千円となります。

今回の補正の内容についてでございますが、先月の7日に佐伯市内にバイオマス発電所の建設が表明され、佐伯港では、このバイオマス発電の燃料となりますヤシ殻の陸揚げとストックが予定されております。このため、埠頭用地として港湾施設の拡充に向けた事前調査を行うための調査費を追加させていただくものでございます。

以上をもちまして、総括的な説明を終わらせていただきます。

詳細につきましては、関係課長からご説明いたしますので、審議のほどよろしく願います。

渡邊港湾課長 港湾課関係分の補正予算についてご説明いたします。

予算に関する説明書は31ページでございますが、説明については委員会資料で行いますので、資料の2ページをお開きください。

事業の内容でございますが、右下図②の黒の点線で囲っている場所の佐伯港女島地区で、本年3月28日に九州でも数少ない水深14メートル岸壁と貨物の保管施設である約2万平方メートルの野積み場を供用開始いたしました。

供用開始と同時に、最近、好調な伸びを示している中国、韓国向けの原木の輸出で利用があり、今後も継続利用が見込まれています。

また、左上の図①に示すとおり、先月7日に佐伯市の太平洋セメント大分工場佐伯プラント内に、出力5万キロワットで平成28年秋に稼働予定のバイオマス発電施設の建設計画が発表され、その発電所で使用する燃料のヤシ殻を佐伯港で陸揚げすることが予定され

ています。

このように、今後、佐伯港の取り扱い貨物量の増加が想定されることから、それに対応できるよう港湾施設拡充の検討が必要になっております。

そこで、埠頭用地拡大に向けての事前調査のため、図②で調査箇所と示している水深14メートル岸壁・野積み場の背後地、約4万平方メートルの土地の地形測量などの調査費を追加させていただくものでございます。

以上でございます。

後藤委員長 以上で、説明は終わりました。これより質疑に入ります。

河野委員 今、このバイオマス発電所で必要とするいわゆる原料としてのヤシ殻についてなんですが、どの程度の需要が年間見込まれて、それについてこの佐伯港を利用するヤシ殻の陸揚げとストック、これで100%賄われる見通しなのかということについてお伺いしたいんですが。

渡邊港湾課長 今、利用される予定が出力5万キロワットの発電施設ということでございまして、ヤシ殻でいえば、年間25万トンを利用するというところでございます。25万トンを月換算で計算しますと、月1万トンクラスの船で2回から3回入港するという状況でございまして、5万キロワット分は佐伯港で陸揚げすることは可能でございます。ただ、背後地につきましては、現在、今、中国、韓国向けの木材等が利用されておまして、今、ほぼ満杯といいますか、大きくスペースをそこで使われているという状況で、今後野積み場が不足するという状況になってございます。

以上でございます。

河野委員 マイナス14メートル岸壁のところについて言うと、荷おろしするための大型クレーン等は上に乗れないという話も現地で聞いたことがあるんですが、今回のヤシ殻は余り重さがないので、そういった積みおろしに支障はないということでしょうか。

渡邊港湾課長 岸壁につきましては、重量物が直接乗ると、やはり支障があるという場所もございすけれども、それも鉄板を敷くとかすれば、クレーンも設置できないわけではございません。それから、ヤシ殻というのは、そんなに重いものでもございません。それを陸揚げするときに支障になるということもございませんので、十分陸揚げは可能でございます。

桜木委員 25万トンを使うみたいだけでも、図で見ますと、黄色のようにヤシ殻を陸路で運ぶようになってますね。小さ過ぎて国道か県道かわからんけれども、これは現状のまま交通渋滞とかそういうことには支障は来ませんか。

渡邊港湾課長 道路につきましては、一部歩道がないとか、そういう部分はございますけど、2車線道路ですと改良されておりますので、大型車の通行に支障を来すというものでもございませんし、また、大型車といっても、運搬台数、交通量が非常に多いというわけではございませんので、通常交通で処理できると考えております。

桜木委員 計算上は1日何台ぐらい陸路で運ぶの。船なら簡単に何万トンとぼんと持っていかれるやろうけどね。

渡邊港湾課長 1日に700トン運ぶという設定になりますが、70台が通行するというような形になります。8時間の中で言えば7分に1台というような算定になるかと思

います。

後藤委員長 ほかに質疑もないようですので、これより採決をいたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

後藤委員長 ご異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第99号議案海岸の占用料等及び海底の土地の使用料等の徴収に関する条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

平野河川課長 第99号議案海岸の占用料等及び海底の土地の使用料等の徴収に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

議案書では52ページでございますが、説明については委員会資料でさせていただきます。資料の3ページをお開きください。

この条例は、1に記載しておりますとおり、海岸法などの許可を受けて海岸や海底の土地を占有する者や、土砂を採取する者から占用料等を徴収するために必要な事項を定めたものでございます。

2の改正理由及び内容としましては、海岸法の改正によって発生した項ずれに伴い、条例第6条第1項を改正するものでございます。条例の規定は不法占有物の撤去などを県が行った場合の費用負担について、相手方の支払いが納期限を越えた場合に延滞金を徴収するというものでございます。

3の施行期日につきましては、公布の日から施行することとしております。

以上でございます。

後藤委員長 以上で、説明は終わりました。これより質疑に入ります。

何かご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

後藤委員長 別に質疑もないようですので、これより採決をいたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

後藤委員長 ご異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で付託案件の審査は終わりました。

次に、執行部より報告をしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。

進土木建築部長 お手元の資料、大分県長期総合計画の実施状況についてをごらんください。

これは、大分県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例に基づき、毎年報告しているものです。

大分県長期総合計画「安心・活力・発展プラン2005」は、20政策、57施策から構成されており、本報告についても、57施策ごとに実施状況の評価を行っています。

まず、1ページをお開きください。指標による評価や指標以外の観点からの評価、施策に対する意見・提言による、総合評価の結果を記載しています。

取り組みの進捗状況について、A、B、C、Dの4段階での評価としていますが、全57施策のうち、取り組みの進捗が「順調に進んでいる」A評価及び「概ね順調に進んでいる」B評価は、55施策、全体の96.5%となっています。また、「やや遅れている」

C評価は2施策となっています。

次に2ページをお開き願います。指標の達成状況についてですが、一番上の表にありますように、「達成」から「著しく不十分」までの4段階の区分としています。

全体192指標のうち、「達成」及び「概ね達成」は、表の上から3行目にありますように、156指標、全体の81.3%となっています。また、「達成不十分」は26指標、「著しく不十分」は10指標となっています。

参考資料として、165ページ以降には、政策・施策ごとの平成25年度の目標値に対する達成度及び平成27年度の目標値に対する達成度を一目でわかるようレーダーチャート方式で示していますので、後ほどごらんください。

次に、5ページをお開き願います。

土木建築部に関する政策は、政策欄の上から4番目にあります交通ネットワークの充実と地域交通対策の推進です。施策については、その右側1番目の広域交通網の整備推進及び2番目の地域生活交通システムの形成となっております。

この2つの施策については、総合評価でA評価としており、着実に取り組みを進めているところですが、それぞれの施策における指標の達成状況についてご説明いたします。

150ページをお開き願います。

まず、広域交通網の整備推進の4つの指標についてであります。

ページ中ほどⅡの目標指標の欄にローマ数字のiからivで記載してあるもののうち、i大分市中心部までおおむね60分で到達できる地域の割合からiii大分空港の利用者数の3指標は、表の中ほど「b/a」の欄に記載しているとおり目標達成度が100%以上でございますが、ivフェリー航路の利用台数については、90.5%と目標値に届かない状況となりました。

これは、長引く不況や原油高騰、高速道路の休日割引などによる利用台数の減少が原因と考えられ、これに対応してフェリー航路活性化緊急対策事業等に取り組んだ結果、目標値には達していませんが、近年減少傾向であった利用台数が前年度実績73.2万台を上回る状況となっています。今後ともフェリー各社や就航先自治体と密に連携をとりながら利用促進を図ってまいります。

152ページをお開き願います。

次に2つ目の施策の地域生活交通システムの形成を推進する4つの指標であります。

Ⅱ目標指標の欄にローマ数字で記載してあるもののうち、i、ii、ivの3指標が目標達成度100%となっております。3つ目の指標である渋滞対策が必要な箇所数については、県道下郡中判田線――下郡のJR操車場を越える橋梁を今やっている箇所ですが、道路改良工事の25年度内の完成が困難となったことにより、達成度に影響が生じたものであります。なお、当該箇所は26年度には供用開始の予定となっていますので27年度の目標に対しては、順調に達成する見込みです。

広域交通網の整備推進、地域生活交通システムの形成の2つの施策について目標値がほぼ達成されているのは、厳しい財政状況ではありますが、国等への要望活動や、県事業の選択と集中等により東九州自動車道などの建設が着実に推進されていること、また、これらに接続する道路整備が計画的に進んでいることが主な要因であると考えています。今後、長期総合計画の目標の達成に向けて引き続き努力してまいります。

以上でございます。

後藤委員長 ただいまの報告につきまして、質疑、ご意見などはございませんか。

河野委員 一番最後の下郡中判田線の計画の見直し等が必要だったということですが、もうちょっと説明していただけないですか。

宮崎都市計画課長 今、下郡中判田線において、JRの操車場を橋梁で高架するというをやっていますが、ちょうど大分臼杵線との交差点部につきまして、交差点の形状が、当初、副道を挟んで5車線の計画にしていたところですが、ちょっと交差点の形状を若干当たりまして、4車線道路の形状に計画を見直しまして、その関係です。（「よくわからない、説明が」と言う者あり）

河野委員 その変更の理由を教えてくださいませんか。

宮崎都市計画課長 交通量の解析をしたところ、まだ大分市内の都市計画というか、道路網がまだ完全にでき上がっていない中で、例えば、庄の原佐野線あたりがまだでき上がっていない中で、大分臼杵線等の交通量がまだ分散しないということで、暫定的な形として計画を見直したということです。

河野委員 要するに加納西交差点の渋滞解消が、当初予定されていたのがおくれた理由というのが、交差点の改良——今回の下郡中判田線の改良に伴ってそこを5車線で計画していたものを、交通量の分散がまだできないから、大分臼杵線の交通量が少なくならないので、4車線でいくということですか、ちょっとその辺の理解がよくわからないんですが。

宮崎都市計画課長 護国神社の下の市道——JRに沿って道路がありますけれども、あれがちょうど大分臼杵線のところで交差してしまっていて、昔の計画はその道路を大分臼杵線に直接接続するような計画だったんですが、変更後は、それを事前に下郡中判田線に合流させてから、大分臼杵線に合流すると。大分臼杵線と下郡中判田線が、十字交差点として機能するような形に計画を見直したということです。前は、十字交差点に側道がつくような形の計画だったのが、その分を見直したと。

河野委員 要は明野からおりてくる大分臼杵線と下郡中判田線というのは、立体交差点を予定していたのが、それが平面交差になるということですか。

宮崎都市計画課長 平面で4差路、十字交差点なんですけれども、その下郡中判田線の橋で渡ってきますけど、護国神社のほうから来る道路がありまして、それがちょうど側道という形で一部下郡中判田線と平行して大分臼杵線に合流するという当初計画をしていました。

それでは、いわゆる信号制御上、車の制御が長くなるということで、護国神社のほうから来た道路については、事前に下郡中判田線に一旦合流させてから大分臼杵線に合流させるという計画にしたということです。6差路が4差路になった。

河野委員 現場の関係はよくわかるんですが、それがいわゆる供用開始の予定間近になってそういう話になぜなったのかなという部分も教えてください。

宮崎都市計画課長 当然ここでは、見直しが発生しているということで代表的な例をしていますけれども、実際には、工事の工程で、現道を当たりますので、非常にふくそうするという形で工事の工程そのものもおかれています。それから、現地は埋設物が出たりして、そういうこともありまして、結局、丸1年おくれたのは、全部が交通形態の見直しだけではございません。当然、交通機関については県警等と協議しながらやってきましたけれど

も、トータルとして、今回1年おくれたというのは、道路形態の見直しだけではないというふうにご理解いただきたいと思います。

後藤委員長 先ほど護国神社の下から来た路線——市道ですかね、あれが下郡中判田線が鉄道高架からおりてきますね。おりてきたところに逆に合流させるということですかね。

宮崎都市計画課長 そういうことです。現地も既に合流するような形で工事に入っております。

後藤委員長 合流をしたときに、下郡中判田線は2車線で渡ってくるわけですよね。2車線で来たところの1車線のほうに、ランプ的なものをつけて乗り込めるような形をつくっているわけですか。

宮崎都市計画課長 今、県警とも協議しています。そこに信号機をつけるかどうか、今、協議中なんですけれども、いわゆる本線に対して合流する形、ランプ的な形で。ただ、大分臼杵線との交差点と近いので、単純なランプというわけじゃなくて、やっぱりそこに一旦停止になって信号機をつけるかどうかについては、今、協議中です。

後藤委員長 内容はわかりましたけれども、ちょっと厳しい状況だなというふうに思うんですが。

毛利副委員長 渋滞対策が必要な箇所ということで説明いただいたんですけど、この指標の見方というのは、この今言われているところ以外は、箇所がありますけど、それを除けば十分に対策ができていう意味なんですか。

鈴木道路建設課長 渋滞対策が必要な箇所数の考え方ですけれども、これは渋滞が解消するという指標ではなくて、渋滞している道路に寄与する道路整備を行った箇所数ということです。決して解消しているわけではないんですけども、緩和しているということで計上しております。

毛利副委員長 であれば、27年度までの10年間で、さらに社会環境やいろんな環境が変わってきていますから、例えば、今言われるようなことがさらにまたふえてくるのではないかなと思うんですけども、そういったところをどのように見直すというか、今後取り入れるかという考え方は。

鈴木道路建設課長 渋滞対策につきましては、実は昨年度、国交省と一緒に渋滞箇所数の見直しというのをしております。そのときは、最近、車の流れを直接観測する技術——プローブ技術が開発されたこともあって、ある1日調査して渋滞しているとか、そういうのじゃなくて、結構なデータを用いて把握するというようなことをして、適宜見直しをしております。

毛利副委員長 わかりました。ただ先般、ラウンドアバウトを随時自治体で取り入れていくというようなことで先進的なところもありますけど、この渋滞とそういった政策が今後大分県にとってどのようになっていくのかという考え方は、これからどのようにお考えなのか。

鈴木道路建設課長 ラウンドアバウトにつきましては、信号がなくてもいい、普通の平面交差であるか信号を設けるかどうか悩むようなところ、あるところを信号をなくすことができるというものでありまして、導入できる場所は、卓越する交通がないとか、いろいろ条件もあろうかと思いますが、どちらかというところ、交通量の小さいほうの信号を廃止するという目的だと思います。一方で、渋滞対策というのは、信号での処理が追いつか

ないようなところだと考えております。ラウンドアバウトの導入は、今のところ、大分県内でできそうなところは余り考えてないんですけれども、渋滞対策につきましては、また次期長期計画を考える上で重要な指標になろうかと考えております。

毛利副委員長 ぜひ取り組んでください。

江藤委員 今、評価、それから成果あたりの報告を受けましたけれども、高速道路関係で東九州自動車道に関連する部分の取り付け部分とか県道改良部分が進んでいるのはわかっているんですよ。そしてまた、これはまだまだ不十分なところもあり、その辺を積極的に改良していかなきゃならんというのはわかりますけれども、実は私に言わせてもらえば、それ以外の地域——例えば、来年の9月、10月は、大分県とJRがタイアップしてデスティネーションキャンペーンがあり、全国から旅行会社などみんな来るわけなんです。そうしたときに、観光地を結ぶ県道あたりや、まだまだおくれておるところがいっぱいあるわけです。

後藤委員長 江藤委員、この今の件についてに絞りたいんで、それはその他の項、その後の土木未来（ときめき）プランのほうで言っていただければいいかと思います。済みませんけれども。

河野委員 この表の見方をもう1回教えてもらいたいんですが、今、渋滞解消が必要な箇所数が、目標値5に対して実績7で、60%の達成度という、この式というのはどういう意味なんですかね。

鈴木道路建設課長 これは22カ所を5カ所まで減らすということで、それが7カ所までしか減らなかったということで、マイナス2で。5に対してマイナス2で、このまま計算したら、違う数字になっちゃうんですけれども、減らすという指標なのでそういう計算をしているんです。

河野委員 22カ所を5カ所にする目標だったんでしょう。ということは、17カ所減らす目的が減らなかったと、そういう意味でということですね。（「はい」と言う者あり）

後藤委員長 下郡中判田線の途中から合流させるという、信号をつけるかつかないかという話もあっているみたいですが、渋滞の緩和策としてつくった道路が——逆に下郡中判田線に、山手のほうから来る車両の台数って、かなりの台数があると思うんですけども、その辺の台数を含めて、1回、ちょっと詳細に説明をいただきたいと思います。これは、きょう急に言っても無理でしょうから、何らかの機会でも結構ですので、かなり逆に厳しくなるんじゃないかなというふうに思うんですが、今、七歩川のところを、道路を少し拡張していますね。あれはこの事業とは関連がないんですか。要するに下郡中判田線の東側、加納西交差点に向かって米良のほうから来たときの右側ですから、東側ですね、明野側の七歩川のそばを、車道を2メートルから2.5メートルに広げていますよね。それは何の関連ですか。

宮崎都市計画課長 交差点部の改良の関係で、道路の整備の一環としてやっています。

後藤委員長 歩道の部分を縮めてあそこを車道の拡幅をしているということですか。今の下郡の交差点の関連でやっているということですか、この下郡中判田線の関係で。（「はい」と言う者あり）はい、わかりました。

後藤委員長 それでは、質疑もないようですので、次の報告をお願いします。

甲斐土木建築企画課長 おおいた土木未来プラン2005の取り組み状況についてご報告

いたします。

委員会資料にお戻りいただき、4ページをお開きください。

このプランは、大分県長期総合計画「安心・活力・発展プラン2005」の実現に向けた、土木建築部の長期計画であります。東日本大震災など社会経済情勢の変化を踏まえ、新たな課題への取り組みを盛り込もうと平成23年度に改訂を行ったものでございます。

プランでは、着実に目標達成ができるよう、毎年度フォローアップを行うこととしており、今回は平成25年度末時点での取り組み状況を取りまとめました。

次の5ページをごらんください。

目標指標ごとの取り組み状況を一覧表にまとめたものでございます。20項目の目標指標について、25年度の目標値に対してどの程度近づいたかを達成率として算定しております。

具体的には、最上段、安心して生活できる県土づくりの一番下の項目の指標であります県管理道路における法指定通学路の歩道整備率については、県下で約5キロメートルの歩道等を整備したことから、25年度の目標に対しまして103%の達成率となっております。

全体としては、一番下の総括表に記載しておりますように、25年度の目標を達成している指標は、20項目中16項目であり、本プランはおおむね計画どおり実施されていると考えております。

なお、別冊にて「おおいた土木未来プラン2005 平成25年度実施状況」をお配りしておりますので、参考までにごらんください。この冊子は、今後ホームページでも公表する予定としております。

以上でございます。

後藤委員長 ただいまの報告につきまして、質疑、ご意見などはございませんか。

江藤委員 さっきの続きやけどね、来年9月、10月に大分県下は今観光面で大きなキャンペーンが入っちよるわね。そうしたときに、県都大分市を中心とした関係ある道路は僕はいいいと思っているんです。だいぶ整備ができていると思うんです。多分それに対する地方の観光地の関連する県道部分が、まだまだ改良する路線が多いわけなんよ。そこは県としては、どげえ思うておるか。というのは、私の地元であります、湯布院から九重連山の原生林や、そして男池あたりをこの前も旅行会社が下見に来たわけ、全県下の観光地を。そうしたときに、大型バスがなかなか入れんような道路が何か所かあるわけよ。それをどうするかと土木に言うたって、うん、わかったとは言いながら、ほたられちょんぐらいのもんじゃ。改良計画は全然ないわけよ。

だから、それに対して、僕らも毎年、その改良工事をやってくれとは言っておるんですけど、「銭がねえ、銭がねえ」と、進まん。こういった県道はうちの地域だけでも路線からしたらやっぱり何十キロメートルとあるんだけど、全県下から見たら、そういうところがいっぱいあるんじゃないかと、こう思っていますので、その分はどうでしょう。

確かに、高速道路関係も、東九州自動車道も貫通し、取りつけ道路の改良は大体進んでいるのはわかる。しかし、その他の、言うなら、観光地あたりの主な幹線県道は、改良が進んでない箇所が多いわけなんです。それが言いたいんです。だから、1回調査して、そしてやっぱり計画を立ててほしいんです。来年には間に合わんけれども、将来的に立てるべきと思うちよるかな。

鈴木道路建設課長 ご指摘いただいた観光に資する道路でございますけれども、県で今ツーリズムの振興を重視している点については十分承知しておりまして、今後、長期計画、道路につきましても実は長期計画を策定しております。その今、安心・活力・発展プラン、あるいは土木未来プランの次期計画の検討をしていくという中で、そのタイミングに合わせて道路の長期計画についても改定をしていこうと考えております。

ご指摘のとおり、高速道路関連道路は、これまでは高速道路の整備が進んできたのに合わせてどうしても整備をしなければならなかったところがあって、重視をしてきておりましたが、これが一段落したこともありますので、今後は県の政策、例えば、ツーリズムを支援する道路整備だとか、そういったような政策目的に合った道路を整備していくということも今後の道路の長期計画を考えていく上で重視すべき論点の1つだと考えております。

江藤委員 昔は——もう十五、六年ぐらいになると思うんだけど、観光道路関係の国の補助金があったわね。これで観光地に対する県道は予算がつきよったわけなんです。10年前か十二、三年前からなくなったわけです。だから、そのときに僕がどげえするのかと言うたら、それは県が責任持って、国の補助金をもらいながら、改良工事をやっていきますからと言うたまんま、一つも進んでおらん。それがあつたわけなんです。そこもちゃんとしてくれんと困るわけです。

鈴木道路建設課長 今、国の補助制度は大きく変わっておりまして、実は現在は、今までは個別の補助金——この路線をこういうふうに改良したいけど、補助を出すかどうかということだったんですけれども、近年では、交付金という形で、ばさっともらって、自由に使うと——自由でもないんですけど、というような交付金制度になっております。そうした中で、国はその交付金に目的を求めておりまして、今、優先してつくものは、インターチェンジや港湾とかのアクセス関連、これは優先して配分されている状態でありまして、この一、二年は防災とか交通安全といったようなものについて、あるいは施設の老朽化対策等について、我々の要望額に対して手厚い配分がなされているというような状態でありまして。

一方で、観光に資する道路、あるいは一般的な改良事業については、我々はかなりの額を要望しているんですけれども、それに対してかなり査定が厳しいといったような状態になっておりまして、どちらかというところ、冷遇されているというわけではないんですけれども、十分でないという状態になっております。大分県のように道路整備がおくれているところでは、県としてもまだまだいわゆる通常の整備も要るんだということを一生懸命国に伝えているという状態でございます。

江藤委員 要望しておきますけど、来年、JRと組んでデスティネーションキャンペーンを9月、10月にかけて大分県でやるわけです。そうしたときに、観光地の改良工事というのはもう間に合いませんのだから、カーブとか局部改良部分は、ぜひ要望が上がってきたら、部長は予算をつけて、即やってほしい。それだけ。もうこれから先は言わん。

毛利副委員長 またちょっと説明願いたいんですけど、1番上の安心して生活できる県道づくりの土砂災害から守られる人家戸数、これは見ると、達成率は100%を超えていますよね。これはどういう意味なんですか。だから、守られているから、もうしなくていいんだと、じゃないと思うんですよね。もうちょっとこれは説明をお願いします。

後藤砂防課長 おおいた土木未来プランでは、指標として砂防設備をつくりますが、その

ときに守られる人家戸数を1つの指標としております。これはもととなったのが、平成16年度に、これまでの過去の砂防事業より積み上げまして、その時に全体を2万2,281戸といたしまして、それ以降、それぞれの事業における保全人家戸数を積み上げていきまして、25年度は計画として累計が2万6,342戸ということでございます。

毛利副委員長 その2万2千戸という戸数を選定したわけですよね。その基準というのは、大分県全体でしょうか。

後藤砂防課長 大分県全体でこれまでに過去、事業をしたところを拾い出して、そのときにそれまでは2万2千戸を守れていると。それからどんどん累計を積み上げていって、この年度にはこれくらいは守るように事業をしていこうと、そういうことで計画を立てております。

毛利副委員長 その間またふえているということもあるんじゃないんですか。

後藤砂防課長 過去5年間を平均して、何とかできるぎりぎりのところを計画として上げているところです。

毛利副委員長 どういうふうに理解したらいいかなというのがわかりにくかったものですか。

荒金委員 鈴木課長がさっき言った道路の関係ね、国の方針に沿ってやれば、交付金はつくみたいけど、観光とか全体的にいろいろなことも含めて、ついてない部分について県費で全くやってないわけですか。

鈴木道路建設課長 現在は交付金の申請というのは、パッケージを申請するという形になっております。今、交付金は2種類、社会資本整備総合交付金と防災・安全交付金があります。社会資本整備総合交付金が、いわゆる通常の事業に充てられるもので、社会資本整備総合交付金の中には、そのインターチェンジアksesとかで、どちらかというと優遇されているパッケージと、その他みたいなパッケージがあります。私どもがやりたい事業は、インターチェンジアksesとは言いがたいけれど、やっぱりやるべきだと思う事業はその他のパッケージとして要望をしておりますので、市町村から要望をいただいたのが全部できているわけではないんですけれども、その他のパッケージの中でできるだけの事業をやっているという状態であります。

そのほか交付金の事業のほかに単独事業がありまして、単独事業で改良をしているものもございます。

荒金委員 ということは、国から外れた分については、県の単独事業で積極的にやっていないかと、さっき江藤さんが言ったような分も含めて、ちょっとあたりたい、ちょっとこうしたいというのをあたれないということになるんで、そんなことでは市民の皆さん、困るでしょう。何年ぐらい前からそんな方向になっているんですか。勉強不足で悪いけど。

亀井道路建設課長 県の道路の単独事業は40億円ほどございまして、先ほど江藤委員からお話がありました男池につながる道路についてなんですけど、九重の別府一の宮線の交差点から男池に向かう道路に一部カーブが急で、大型バスが回れないようなところがございました。その部分については昨年、県単改良事業で一部改良させていただいたという状況になっております。

荒金委員 そちら辺のウェートを県で調整しながら、国からの交付金であたる分と、単独でやる分と、これはやっぱり総合的に県内部で方針を決めておるんじゃないの。

鈴木道路建設課長 交付金の事業は当然、国費が入ってくるので、だいぶ得ということもあって、大きい事業については、多くの事業は交付金で行っております。県単独事業は、どちらかという、3億円未満といったような事業が多くなっておりまして、あるいは交付金事業で行う場合は、ほぼきっちり構造令どおりつくるといようなものになりますので、条件が緩いとはいっても、きっちり改良するようなもの。ちょっと改良するようものは県単独事業だとか、身近な道改善事業等で対応していくということでございます。

荒金委員 ということは、今の流れからすると、大分県の場合は東九州自動車道、これをトップに国へずっと要望してきていたな。これが完成して、今年度中に開通できてしまえば、来年度からはどこのプロジェクトをと考えているんですか。というのはそれがないと、全くその関連部分について国から来ないわけですね。

鈴木道路建設課長 ご指摘のとおりで、インターチェンジ関連道路は、特に佐伯市内とか中心的にやってまいりましたので、進んでいると考えております。県の事業、あるいはインターチェンジ関連といっても、高規格道路の整備が全て終わったわけではございません。中津日田道路だとか、中九州道の関連、例えば、中九州の関連でもまだまだ整備ができていない県道等もありますので、そういったものもやるんですけれども、いずれにいたしましても、道路整備予算、過去には500億円以上あったような年があるものの、今では道路改良事業は県道、国道合わせても200億円を切るような状態になっておりまして、パイがだいぶ縮んできたという実情もありますので、選択と集中が必要な状態ではありますけれども、少しずつインター関連から別の目標に向かってシフトしていくものだと、このように考えております。

後藤委員長 後藤課長からご説明いただいた土砂災害から守られる人家戸数の中で、計画時に、平成16年の計画時に2万2,281戸で、目標が4千ぐらいふえているじゃないですか。これはどういうわけなんですか。戸数の目標が4千戸ぐらいふえているのは。実績がもう少しふえて達成が102%ということになっているんですけれども、家がどんどんふえていったということですか、その事業をしていこうとするところに。

河野委員 計画は改良済み箇所、16年の段階というので、要はその現状を書いた。16年は現状で、27年度に2万6,800戸というのが、一番右にあるのが10年後の目標なんです。それを年次目標に割り振って、その年次目標がどの程度達成されてきたかということですか。

後藤委員長 ということは、この事業は急傾斜地崩壊危険区域とか土石流危険渓流とか、いろいろあるじゃないですか。そういうものの総体的な事業でもってこれだけの戸数を守れるんだという判断に立ったということですね。

後藤砂防課長 この計算方法というのは、例えば、土石流でございましたら、この辺に人家が20戸ありましたら、ダムが完成した時点で20戸をプラス。そして、急傾斜地崩壊事業でございましたら、着手時には十何戸とかありまして、その年ごとに50メートルいけば3戸守れるとか、そうなるごとにそれぞれプラスしていくという考え方をとっています。

後藤委員長 ほかに質疑もないようですので、次の報告をお願いします。

安東建設政策課長 土木建築部が所管する公社等外郭団体の経営状況等のうち、公益財団法人大分県建設技術センターについてご説明いたします。

議案書では338ページでございますが、説明については、青色の冊子、県出資法人等の経営状況報告概要書の27ページをお開き願います。

まず、項目2の出資金は、県が2千万円、市町村が1千万円、合計3千万円となっております。昨年との増減はありません。

次に、項目3の事業内容でございます。

まず、社会資本の整備及び県土づくりを担う人材育成に向けた技術・技能の研修等として、県、市町村、民間を対象とした技術的な実務研修などを実施しております。

次に、技術相談及び積算、品質管理等に係る支援事業として、県、市町村が行う工事の積算や施工監理を受託しております。

そのほか、品質確保に係る各種材料試験や情報化の支援事業などを実施しております。

続いて、項目4の平成25年度決算状況であります。

正味財産増減計算書の経常収益は、項目3にある各種事業の受託費等の合計で3億9,871万5千円、それに伴う経常費用は3億5,911万9千円となっております。これに当期経常外増減額マイナス16万4千円を加えまして、9,263万2千円の当期利益を計上しております。

項目5の問題点及び懸案事項、項目6の対策及び処理状況についてであります。

経営面からは、近年の公共事業予算の減少などに伴って、事業受託の環境が厳しくなる中で、さらなる組織や業務の見直しを行う必要があります。研修事業の充実、新規業務の開拓などを含め、事業内容や組織体制を検討してまいります。

また、事業面からは、品質確保に向けた総合評価落札方式の導入やインフラの長寿命化対策への対応など、発注者の責務が増している状況にありますので、こうした発注者のニーズに的確に対応できるよう体制強化を図るとともに、各市町村に対しセンターの積極的な活用を働きかけてまいります。

以上でございます。

後藤委員長 ただいまの報告につきまして、質疑、ご意見などはございませんか。

河野委員 建設技術センターについては、県職員及び市町村職員のいわゆる設計積算業務の実務的な経験を積む場という当初の設立目標があったと思うんですが、それがだんだん委託先といいますか、受注機関になっているんじゃないかという見方もあるんですが、そういった実務研修の場として、単なる座学をやって、そこで研修しましたという話ではなくて、実際の積算や設計業務という部分の実務研修をどういうふうにやっているんでしょうか。

安東建設政策課長 今、積算に関しましては、特に技術的に難しいトンネルとか特殊な橋梁は、土木事務所では大変時間がかかるので、そういうものを中心に委託をしております。だから、通常の――例えば道路改良等は我々職員でやっております。

それと、研修に関しましては、新人の初めての積算とか、あるいは中堅職員に関しましては、少し専門的な技術研修等を取り入れながら、研修の充実を図っているところです。

河野委員 当初の設立目標が、やっぱり技術職員が、昔のように自分で設計図を引かない、積算もやらないという、そういう反省の上から、実際の現場対応力が落ちているんじゃないかという中での話だったと思っているものですから、その辺がこの設置目的というものと本当に今の運営状態が整合しているのかどうかについては、きちんとチェックをしてい

ただきたい。これは要望です。

進土木建築部長 私も去年、このセンターの担当だったものですから、去年からかなりその辺の議論はございました。実際に職員も業務援助で何人か出しておりますけれども、実際に行っている者はやはり勉強したいという思いで行っている者もおります。実際に業務援助の量、人間の数というのはだんだん減らさなくてはいけないという実情がありますので、我々としては、今後その技術力の向上と積算能力の向上、その両方の面から、県職員と向こうのセンター職員の交流人事をして、逆に向こうからも一般行政を勉強していただき、こちらからもそういう積算と現場を勉強してもらおうと。向こうでは、トンネルとか橋梁とかいうのを大体メインでやっていますけど、人事交流をやることによって、技術力を上げていきたいと思っております。近々センターとそういう話を継続的にやる方法を考えていきたいと思っております。課題として認識しておりますので、ご了解いただきたいと思えます。

藤田委員 今のと関連するんですけれども、一昨年の水害のときもそうですけれども、復旧に当たっての土木関係の技術者がそれぞれ市町村も含めて非常に逼迫しているという状況の中で、やっぱり県や市町村、そしてセンターも含めてそういう技術者を確保していく方策というのはやっぱり考える必要があると思うんですね。そういう意味では、センターのあり方というのは、今のそれぞれの市町村の職員に対しても技術力の研さんを図り、積んでいただくというのとあわせて、人材プールの役割というのもひとつ位置づけに入れたほうがいいんじゃないかなという感じがしているんですけれども、その辺の検討はいかがでしょうか。

安東建設政策課長 センター自体で急に人材をふやすというのもなかなか収益との関係もございまして、すぐにはいかないとは思いますが、どちらにしても、センターの技術力を利用して、市町村の技術をレベルアップすることで、これから市町村のほうでも老朽化対策等進んでいきますので、しっかりバックアップしていきたいと思えます。

進土木建築部長 人材のプールということですが、我々としても、いざ災害の対応とか一昨年もございましたけれども、そういう対応がとれれば、やはりベストだというふうに思います。ただ、それは現実問題は大変厳しくて、今の組織の陣容だけで保つようにしていきたいというのが実情でございまして。我々今の現有勢力でやっぱり頑張っていくしかないのかなというふうに考えています。それが1つ。

もう1つは、市町村に対する支援につきましては、センターのほうで基金を積んでおりまして、市町村の職員の技術研修をセンター丸抱えで受け入れるということをごとからやっております。たしか杵築市だったと思えますけど、1人職員を受け入れまして、その職員の給与、それから手当関係も全てセンター持ちで技術研修を行うと、そういうものに取り組んでいくということでございます。

藤田委員 先ほどおっしゃった財政の問題で人を抱えられないというのもよくわかるんですけど、もうちょっと中長期的な問題として、やっぱり土木の技術者、これから後継者も全体としても少なくなっていく中で、それぞれの、特に公共工事を支える県や市町村だけでは多分、これから維持できないような気がするんですね。というか、現実には多分できてないだろうと思うんですけれども、そういう問題をどこかで考えてかわるような機関が必要なような気がしますし、ある意味、県内だけではなくて、九州各県の連携の中でど

うやってしていくかだとか、人材確保のための基礎となる専門高校や、それから大学等も含めて、何かどこかで考えていかなければいけない。その1つとして、このセンターがそういう部分も担えないかなという思いでいましたので、ここに限った話ではないんですけども、全体で考えていただければと思います。要望で。

江藤委員 今、畔津理事長以下何名おるの。全員で何名で、技術職員が何名おるか、それだけ。

安東建設政策課長 職員が、事務が5名、技術が17名です。それ以外、契約職員というのが24名で全体で46名です。

江藤委員 市町村から積算業務の委託を受けるわね。そのときに設計図や積算ができ上がるとするやろう。そうしたときに、もちろん手数料は取ると思うんだけど、工事が完成するまで、指導・監督までするの。できたら、そのまま、はい、あんたたちやんなさいということか。

安東建設政策課長 技術的に難しいところであれば、施工監理とかを受ける場合もあるかと思いますが。

荒金委員 数字の見方がわからんかもしれんけど、今年度約9,200万円利益出しちよんわね。こういうの、毎年そういう形でずっといくと、財政的に厳しいとか、そんなこと全然ねえじゃねえかえ。と同時に、こんなにいいんやったら、県からの支出金、要らんのかないですか。

安東建設政策課長 25年度9,200万円ほど収益ございましたけれども、これは25年度という、要するに24年度に約255億円ぐらいの大規模な補正がございまして、それでやはり受託が急激にふえたような状況でございます。だから、これが今年度も25年度末の補正が50億円弱ぐらいございますので、若干、これまでよりは少しいかなと思うんですが、27年度はやっぱり経常的な収益に戻っていくのではないかなというふうに我々は考えております。

荒金委員 経常的な収益というのは大体どのくらいなんですか。

安東建設政策課長 24年度で3億3千万円ぐらいですから、これから6千万円ぐらい落ちてきます。23年度は3億円ぐらいですので、9千万円ぐらい落ちています。

後藤委員長 ほかに質疑もないようですので、次の報告をお願いします。

黒木用地対策課長 続きまして、大分県土地開発公社についてです。

議案書では349ページでございますが、説明については、別冊の県出資法人等の経営状況報告概要書の28ページをお開き願います。

項目2の出資金は3千万円で、県が100%出資しています。

項目3の事業内容ですが、用地取得事業と用地売却事業の2つの事業を実施しております。主なものをご説明します。

まず、用地取得事業ですが、(1)公有地取得事業として、日田市街地における国道212号道路改良事業や別府市内において山田関の江線都市計画街路事業などについて、県や市からの受託により用地取得を実施しております。(2)土地造成事業では、玖珠工業団地における埋蔵文化財調査や防災工事を実施しました。

なお、25年度は独立行政法人中小企業基盤整備機構の工業用地分譲事業からの撤退に伴い、大分北部中核工業団地の機構持ち分である3分の2を取得したところです。これに

についても、用地取得事業に含まれております。

次に、用地売却事業ですが、(2)土地造成売却事業としまして、大分北部中核工業団地の1区画を株式会社浅野歯車工作所へ売却したところです。

項目4の平成25年度決算状況であります。売上高は、項目3にある用地取得事業と用地売却事業に伴う収益の合計で、19億3,979万2千円です。

売上高から売上原価、販売費や一般管理費を差し引いた営業利益は730万円のマイナスとなっております。土地開発公社が所有するビルの賃貸料などの営業外収益などで210万7千円の当期純利益を計上しています。

最後に、項目5の問題点及び懸案事項及び項目6の対策及び処理状況です。

1つ目は、全体事業量の確保が課題でありまして、事業者のニーズに対応できる体制を整備するとともに、公社のメリットを積極的にPRすることにより、県及び市町村等関係機関からの事業量の確保に努めてまいります。

2つ目の課題は、公社が保有する長期保有土地の早期売却であります。

主なものは2カ所ありまして、1カ所目は大分北部中核工業団地です。

全25区画のうち、残りが現在5区画となっております。この分については、商工労働部が隣接企業を中心に、購入を働きかけているところです。

2カ所目は玖珠工業団地です。

現在、文化財調査、進入路の整備、防災用の調整池工事を実施しておりまして、立地企業が決定次第、早期に造成工事に着手できるよう準備を進めているところです。

土地開発公社の経営につきましては、引き続き健全な経営を維持していくため、収益事業の確保や必要経費の縮減にも積極的に取り組んでいるところであります。

以上でございます。

後藤委員長 続けて住宅供給公社の説明をお願いします。

永松建築住宅課長 それでは大分県住宅供給公社について説明いたします。

議案書では356ページでございますが、同じ資料で説明します。次の29ページをお開き願います。

まず、項目3の事業内容でございます。

県住宅供給公社は、主要な事業として3つの事業を行っております。

1つ目の分譲事業は、国東市の向陽台の分譲宅地の販売を行っており、平成25年度は7区画を販売しました。

2つ目は、公社所有の賃貸住宅や店舗用地等を管理する賃貸管理事業です。

3つ目は受託事業です。まず、公営住宅等の管理受託ですが、これまで指定管理者として取り組んできた県営住宅事業は、今年度より管理代行に移行しております。市営住宅の管理事業においては、それまでの3市に加え、25年度に豊後高田市を新たに受託したところです。そのほか、市町村から設計監理業務等を受託しています。

なお、平成25年度の県営住宅の家賃の収納率につきましては、現年度分が99.66%、それに過年度分を合わせると、全体で96.64%となっております。前年度収納率に比べて、プラス0.27ポイントとなっております。

なお、現年度分収納率については、全都道府県で第4位となっております。

項目4の平成25年度の決算状況であります。

売上高は、分譲事業等による収益の合計で、9億356万5千円となっております、これに売上原価等の費用を差し引きした営業利益は1億1,595万7千円を計上しております。また、営業外収益等を含めた当期純利益は、6,409万8千円の黒字となっております。

項目5の問題点及び懸案事項についてであります。

まずは、現在保有している分譲用資産の早期売却であります。

向陽台については、昨年度までに262区画中218区画を販売しており、引き続き残区画である44区画について、早期売却に向けて全力で取り組む必要があります。

また、公営住宅等の管理受託者として、サービスの向上、家賃収納率の向上、あわせて経費の縮減等の経営努力を重ねていく必要があります。

項目6の対策及び処理状況についてであります。

分譲用資産の売却については、ハウスメーカーとの連携を強化し、その顧客ネットワークを活用するなど民間活力を取り入れた販売促進対策を実施し、引き続き総力を挙げて取り組むことにしております。

また、受託事業については、本年度4月から豊後大野市の管理代行を開始し、10月からは臼杵市の受託を予定しているところですが、今後も、新たな市営住宅の管理受託など、事業の拡充を図ってまいります。

最後に、管理代行制度の概要について補足説明させていただきます。委員会資料の6ページをお開きください。

管理代行は、1の公営住宅法第47条により、地方公共団体または住宅供給公社が管理する住宅等の施設を一体として管理することが適当な場合に、事業主体である県や市町村に代わって、その同意を得て管理を行うものです。

2のメリットとしては、事務処理や災害時対応の迅速化など、サービスの向上を図ることが可能になります。

3にこれまでの制度との比較を載せております。この制度は、単に事務の委託ではなく、責務を伴う事業主体の立場を代行するもので、家賃の決定等一部の事務を除き公営住宅の管理を受託することになります。

以上でございます。

後藤委員長 ただいま2点について報告がありましたが、質疑、ご意見などはございませんか。

江藤委員 土地開発公社の件なんですけど、これはやっぱり引き続いて開発公社を維持していく必要があるかな、難しいと思うんだけど。というのがね、市町村段階であったんだけど、今はもうなくしていきよるのが事実なんよ。県としても、将来的に考えたときに、現在の社会情勢の中でこれが必要かどうかということをお聞きしたい。必要ならば、なぜ必要か。

黒木用地対策課長 土地開発公社の今後でございますけれども、まず1点は、迅速かつ的確な用地取得、造成など、企業誘致に重要な役割を担うということが1点でございます。また、先ほど江藤委員がおっしゃったように、大分市、別府市等が、土地開発公社を廃止しております。そういったところから、市町村事業も含めて受託事業に対応していくため、それぞれの自治体の事業進捗のために有効活用されるんじゃないかというのが1点ござ

います。そういった状況でございますので、公社の今後のあり方については、存続ということで今、そういう考えのもと進めているところでございます。

江藤委員 僕はそれをなぜ言うかという、10年前の各町村の時代は、これはもうやむを得んと思う。県がこういう公社を設立して、やっぱりまとめて住宅、工業用地、工業団地あたりをしていくのは当たり前とおったんだけど、現在、合併して市町村が大きくなっている段階でどうかなというのがあるもんだから、今聞いたんだけど、県がそこまでせな悪いかな。

黒木用地対策課長 今現在、大分市の大友遺跡であるとか、別府市でいいますと、亀川の駅裏の再開発であるとか、市だけでは技術的、また物理的に、あと予算ですね、特に大友遺跡につきましては、平成29年度まで大分市が予算措置をして償還しているわけですけども、それを土地開発公社が借入れを行いまして、一気に事業が進んでいるという現状も見ますと、そういった市だけではどうしても予算的、技術的、マンパワーも不足している状況の中で、土地開発公社の活用というのがまだこれから先も見込めるのではないかとこのように考えております。

江藤委員 次のページの住宅供給公社の件でちょっと聞きたいんだけど、分譲用地資産について、この中で早期売却をしていくことが最重点課題であるというやつが載っているんだけど、分譲用地を大体売ることになったときに面積はどのくらいあって、箇所数はどのくらいあるのか、そこをちょっとお聞きしたい。

永松建築住宅課長 残っているのは向陽台だけでありまして、先ほど言いましたように、残りが、年度も昨年度末で44区画でしたが、今年度に入って3区画売れておりますので、残りがあと41区画であります。大体1区画の面積は大体100坪ぐらいであります。100坪ぐらいで、平均で600万円ぐらいで販売しております。

江藤委員 そのときに、当時の買収価格と、現在、今、もし売却するとしたときに、採算はとれるの。今、土地は買ったときより安くなっておるからどうかなというのがある。

永松建築住宅課長 採算までは資料が手元にはないんですけど、やっぱり最近は土地の価格はだんだん下がっておりますので、なかなか売れないものですから、やっぱり土地の再鑑定をして少し土地の価格は下げて販売しております。

後藤委員長 課長、団地の場所は見てますか。

永松建築住宅課長 ええ、何度も行っております。売れ残っているのが、武蔵側は大体少し北側の斜面になるんですけど、武蔵側の北側道路の分がかなり売れ残っておりますので、そういう土地がどうにか売れないかというのを今考えております。

後藤委員長 ほかに質疑もないようですので、次の報告をお願いします。

甲斐土木建築企画課長 土木建築部における緊急雇用創出事業、いわゆる地域人づくり事業について、ご説明いたします。

委員会資料の7ページをお開きください。

まず、1現況と課題をごらんください。

(1)の大分県の建設産業の現状ですが、建設投資額が平成5年のピーク時からマイナス54.1%と著しく減少していることに伴い、建設業就業者数もここ10年間でマイナス27%と大きく減っております。

(2)の建設就業者の年齢構成につきましては、上段の24年の年齢構成では若年就業者

が大きく減少し、全体的に高齢化が進んでいます。

また、(3)の技能労働者の過不足状況につきましても、東日本大震災以降、全国的に建設技能労働者の不足は大変顕著なものがあります。本県においても同様の状況で、今後の社会資本整備や災害時の対応に尽力する将来の建設業の担い手不足が懸念されています。こうしたことから、人材の確保・育成対策は喫緊の課題となっています。

こうした課題に対応するため、商工労働部で予算化しております緊急雇用創出事業の枠組みを利用しまして、本年度から来年度にかけて人材確保・育成に係る委託事業を実施いたします。

ページ中ほどの2、事業の概要をごらんください。

事業の目的は、若年者の建設業への入職と技能向上を支援することにより、建設業における人材確保・育成と処遇の改善を図るものでございます。

対象事業者は県内に本店を有する建設業許可業者で、事業の委託先は一般社団法人大分県建設業協会、今年度の委託期間は平成27年3月31日までですが、来年度の2月末まで事業を実施する予定です。

右側の今年度の実施事業ですが、2つの委託事業を行うこととしています。

まず、(1)の建設産業人材確保育成事業につきましては、失業状態にある40歳未満の若年労働者を対象に、新規雇用とオンジョブ・オフジョブトレーニングを実施するもので、事業目標が新規雇用者50名、今年度の予算額が6,448万4千円となっております。

次に、(2)の建設技能労働者処遇改善事業につきましては、40歳未満の在職労働者に対し、資格取得や技能向上の研修等を実施することにより、人材の育成及び処遇の改善を図るもので、事業目標が処遇改善される者100名、事業予算が1,354万4千円となっております。

今後も、関係機関や団体と連携しながら、県内建設業の人材確保と育成に取り組んでまいります。

以上でございます。

後藤委員長 ただいまの報告につきまして、質疑、ご意見などはございませんか。

毛利副委員長 これは国の事業ですよ。

甲斐土木建築企画課長 これは国から補正予算がつかまして、県で緊急雇用基金を造成して、その基金を原資として事業を実施します。各部局でやってございます。

毛利副委員長 今、人材不足が言われているんで、大変これはありがたい事業だと思うんですが、ただ1点だけ。やっぱり業界から見ると、雇用の安定や雇用拡大という観点からいくと、これは2年ぐらいなんですけど、もう少し長く――例えば、5年とかいうふうな形でしていただくと、人材確保がさらに安定的になるんじゃないかなというふうに思われますけど、その点はどうなんですか。

甲斐土木建築企画課長 この事業は、先ほど申しましたように基金事業でございまして、今年度始めて来年度の末まで事業が実施できる。実際、委員ご指摘のように、人材不足というのは今後も引き続いていくわけですし、人材育成も必要でございます。これにつきましては、まず1つは、今、厚生労働省のほうで、建設産業人材確保育成助成事業という事業がございまして、それをしっかり活用していただきたいというのがございます。まずは

この事業で2年間事業を実施させていただいて、事業者の意識を喚起したいと。それとあわせて、今年度、労働局や関係団体、それから教育機関等も含めた人材確保の対策の会議を開きたいと思っております。その中でいろんな事業を組み合わせながら、来年度以降、進めていきたいというふうに考えているところです。

毛利副委員長 ということであれば、業界団体にはきちっと周知をしていただくということが必要になる。それはもう、間違いなくできているということの理解でいいんですね。

甲斐土木建築企画課長 この事業の実施に当たりまして、協会を含めてアンケート調査を行いました。どれくらいの雇用意欲があるのか、あるいは育成にどれだけの経費を充てられるのかということにとりまして、それをもとに、その全ては入ってないんですけども、その何%という形でこの事業を組ませていただいていますので、業界にはしっかりと周知できているというふうに考えてございます。

河野委員 今のに関連してなんですが、(2)の処遇改善事業についてお伺いしたいのは、要は処遇改善される者100名という目標ということは、研修を受けて、職務能力が上がった。ただ、その人を雇用するというので、いわゆる処遇改善に結びつくのかという部分、今言われた助成制度をその事業者が活用されて、こういう能力のある人は新たに雇い入れる、あるいはその人の賃金を上げるということによって、その事業者のほうが何らかの助成制度を得られるということが前提なんですか。

甲斐土木建築企画課長 これにつきましては、在職者、在職者の中でも正規雇用の者、あるいは非正規の者とございます。それぞれに資格取得とか、あるいはクレーンが使えるような技術研修を行って、それに対して事業者としては、そういった技能を身につけた方に対する手当とか、あるいは賃上げ、最たるものとして非正規から正規雇用にかえていくということで、労働者の自主的な賃上げに結びつくような施策を行う。企業にとってのメリットといえば、その研修費用についての助成が行われるということ、それに伴って、従業員の技術レベルが上がることが事業者にとってはメリットという形での事業です。

河野委員 国交省部分の事業で、いわゆる職務能力というのを上げていきたいと思います、それはわかるんですね。ただ、それが最終的な目標として、処遇改善に結びつくというふうにされているじゃないですか。処遇改善をするためには、事業者にとってみれば、経費がアップするわけですから、その経費アップ分について、先ほど言った、いわゆる雇用政策をやっている側のほうから、何らかの処遇改善をしたことに基づく助成措置を受けられるというようなご説明を先ほどいただいたように聞こえたもんですから、その辺との連動しているということによろしいのかというお尋ねなんですけど。

甲斐土木建築企画課長 先ほど申しました厚生労働省の助成制度というのは、当然これとリンクしてやっていきますので、それは活用は可能です。

江藤委員 この問題はね、私の地元の企業あたりにずっと聞いてみて、入札不調問題が何件かあったもんだから、なぜかと言うたら、確かに土木関係においては型枠工がいなくて、鉄筋工もおらんと、それから、激しいときは、重機のオペレーターがおらんとという場合がある。そういった状況の中で、一般作業員はどうか、作業員もここ五、六年、不況の段階で整理をしたと。そんなら、これから先は会社どげえするのかと言うたら、今、小さくなったまんまでいくしかねえというわけです。なぜかという、やっぱり景気、景気と言いながら、大手あたりはいいんですよ。末端までアベノミクスはまだ来てないもんだから、

今、雇用したら責任があるもんで、雇用しきらんというのが現実なんです。だから、仕事は欲しいんだけど、技術屋がおらんもんで、とりきらんと。まさに入札不調ね。そういうことだから、自分の会社の背丈に合った部分だけやろうと。側溝整備ばかりしよってもどうしようもならんだろうがと言うんだけど、当面は仕方ありませんと、こういう言い方なんです。

ここをどうするか。県としてはどう考えているのか。というのはなぜかという、ここ五、六年の間に地方ではA級が――僕らは地方だから言うんだけど、仕事がなかった関係でA級がBになり、BがCになる。CがDになった。そして現状が今、そうなんよ。だから、うちの由布市の中であれだけAが多かったのが、今Aが2社かな。それでBがまた2社。あとはC、Dのじょうじゃ。そういった状況の中で、本当、腰を折っているような、そういう状況だから、雇用、雇用と言いながら雇用しきらんというのが現実なんです。そこをどげえしていくかじゃ。もちろん景気がぼんとうなりや、よし10年間大丈夫ぞと目鼻がつけば別やけれども、今そういう状況にはならんわけ。そこなんです。そこを県がどう考えてどう対応していくかと。どげえ思うかい。

甲斐土木建築企画課長 まずは江藤委員がおっしゃったように、投資額の大幅な減、もう半分以下に減っているということは非常に大きな要素になっています。ですから、当然、県としても公共事業予算の確保をいかにやっていくかということは非常に求められると思うんですね。それをまず安定的な、いわゆる受注が見込めるような状況というのをつくっていくというのは一番望ましいことだとは思いますが、今の財政状況からすると、そこは非常に厳しいのかなと。ただ、近年、この二、三年ですね、県の土木建築としての投資額につきましては、今年度も2.5%ほど伸びておりますから、少しずつ回復の兆しはあるのかなというのをございます。

ただ、それが全ての格付級の受注としてカウントできるかという、難しいのかなというのをございます。大きな枠の中で、今の経済情勢からすると、難しい分もあるのかなと。ただ、そうはいいながら、このまま座して死を待つわけにいかないわけですから、それぞれが何らかの形で事業を継続していく。そうしていただかないと、災害対応等ございますのでですね。

それで、県としては今のところ、総合的ないわゆる建設産業の支援ということも考えてございます。これは1つは経営体としてしっかりしたものとなってもらうように、その中では、1つは新分野というのをございますし、それからもう1つ、合併ということもございます。あるいは事業連携といったのもあろうかと思っております。それがまず1つの柱です。

それから、そこで働いている方々の処遇の改善ということで、1つは大きい契約上で労務単価の引き上げ、あるいは2次、3次下請の標準見積書による発注ですね。下請に出すと、それは福利厚生費をしっかり盛り込んだ見積もりに従って1次から2次へといった流れで下にいくわけです。それを十分確認しながら、設計を持っていくと。それから、そこで働く労働者については、今のままではなくて、少なくとも一定程度の技術力アップ、あるいはスキルアップをしていただく。そうすることによって、市町村の公共事業も含めて受注がしやすいような状況ができるのではないかと。

それから、もう1つは、労働者が非常に少ないのは、いわゆる賃金が安くて仕事がきつ

い、こういったのでなかなか建設作業に入ってきません。ですから、そのイメージを払拭するためにも、イメージアップの作戦が必要なのかなというのはございます。これはマスコミへの取り上げ方もございますし、学校が今インターンシップというのをやっていますので、そうした中で建設産業というものへの意識を変えていただく、こういったいろんな分野で総合的に支援をしていくという形の策が必要ではないかというように考えているところでございます。その1つとして、今回、この地域人づくり事業というものをやっていくというところでございます。

江藤委員 私もね、この前もいろいろ話す機会が多いもんだから、10社ぐらい集めて社長んじょうに、もうあんたたちは合併せよと。この仕事をとるぞと言ってベンチャーを組んだって、それはそれっきりじゃないかと。だから、それよりも将来的展望に立って、それで3社なら3社が合併して、そして地域貢献をしたほうがいいんじゃないかという話をしたところ、それはしたいんだけどな、社長がどうのとまたけんかするけん。

こういったことをしよんけれども、ぜひ県としては、そういった方向で、特に私が言いたいのは、地方の建設業界にそういった指導もしてほしいなと、こう思いますので、ひとつ仲よく合併しなさいと。それを将来、雇用も僕はつながってくると思う、会社が大きくなれば。そういうことだから、ひとつお願いしておきたいなと思います。

桜木委員 今、緊急雇用ということでやっていますけれども、人づくりは大事なことだと思うんですね。せつかく技術センターとかがあるんだから、こういうところを講師として使っていただいて、建設業のレベルアップをしていただくことが大事なことじゃないかなと思いますね。やり直しやり直しが多いような気がするんで、そんなことをするよりも、やはり業者の中の若手の従業員のレベルアップにこういう技術センターの人も使っていきませんか、これが1点と。

それから、建設業が一番困っているのは、土木建築部は官庁だから、予算が成り立たと事業が進められんわけですね。そうすると、どうしてもそれから予算が決まって設計をして工事に出すとかいろいろになりますと、県の事業は9月になって初めて出すというようなことになりますから、建設業はその間が食っていけないわけですね。災害でもあればやっていけるでしょうけれども、なかなかそういう面で平常時の建設業というのが非常に厳しい状況にある。したがって、なるべくなら、ゼロ県債を使っていただいて、4月ぐらいには25%ぐらいは出せるようにしてもらえんじやろうかというのが全体的なことから考えますと、そういうふうになりますかね。あとは9月なら9月に残りを出すとか、だんだん出していくように、一遍にどっと出しても無理なところも出てくるわけですよ。今みたいに人材が不足しているということもありますし、また、周辺部にとってはやってもらいたいところ、いっぱいあるわけですよ。ですから、それをうまく財政課から予算を取ってきて、いろいろ使っていただかんと、土木は予算が小さくなるばかり。やっぱりうまく頑張っていただきたいなと思います。

安東建設政策課長 まず1点目のセンターの活用ですけれど、また建設業界等でそういう需要をお聞きしながら、そういうところではまた検討していきたいと思っております。

それと、2点目の補正等の話ですけど、ことしも3月に550億円ぐらいの補正をいただいております。1年間通して見ても、発注が一番多い月と少ない月を比べても件数的に1.4倍ぐらいですが、なるべく今、補正等もとって、平準化に努めているところでござ

います。引き続き努力をしたいと思えます。

それと、先ほど江藤委員のほうからご質問があった点で、1点補足をしますと、やはり大分県の場合、どうしても公共工事というのは国費に頼るところが多いと思えます。公共投資自体は、ずっと減ってきていますが、最近はこの一、二年は横ばいの状況でございます。やはり業者の方々が、将来、10年先を見通せるような投資計画を立てられるよう、平均して予算をしっかりと確保できるということがすごく重要なこと、大切なことかなというふうに思っていますので、我々もしっかり国のほうにまた、建設予算の確保については要望してまいりたいというふうに考えております。

江藤委員 補足しますけどね、昔は建設業者のほうの仕事をとれば、生コン屋をたたきよったわけです。立米あたり8千円にすんな5千円にまけろとか。そうしたところが、今は、建設業者が仕事をとっても、今度は値切ったら生コンが入らなくなった。だから、そこをやっぱり建設業界のほうも、僕はこの前も言うたんだけど、知恵出して一本になれと。それと一緒になんです。今、生コン業者が強いわ。大したもんじゃ、やっぱり長い間痛めつけられちよるもんじゃけんね。大したもんじゃなと褒めるわけだけども、そういった知恵をつけていかんと。業者がおらんとすると、やっぱり地方は困るわけ。そういうことですから。お願いします。

後藤委員長 ほかに質疑もないようですので、次の報告をお願いします。

渡邊港湾課長 大分県海岸保全基本計画の改定についてご報告いたします。

委員会資料の8ページをお開き願います。

まず1の海岸保全基本計画についてですが、海岸法では、防護だけではなく、環境や利用、3つの目的が調和するよう、総合的に海岸の保全を推進するとしており、県ではこの基本方針に基づき高潮対策について平成15年に海岸保全基本計画を策定しています。

2の改定の経緯は、東北地方太平洋沖地震による津波被害を契機に、国が国土強靱化計画を推進する中で、県でも海岸保全基本計画に津波対策を盛り込む必要があることから、計画の見直しを進めております。

3の改定の主な内容ですが、まず津波の高さを設定し、従前の高潮の高さと比較したうえで、高い水位を基準として、整備を必要とする区域を設定しました。

このため、資料9ページの写真にあるように県南地域では津波高が高いことから、整備を実施する場合に堤防高が二、三メートルほど高くなる地域が発生します。海岸事業は防護だけではなく景観や利用にも配慮する必要がありますことから、津波の水位を考慮した高さで現実的に整備が可能かどうか、整備する上での参考意見として、7月22日から8月21日までの間、パブリックコメントを実施し、広く県民の意見を募集したところです。

また、沿岸域の12市町村へも意見を求めており、パブリックコメントにおいては「高い壁をつくると海が見えなくなり景観や利用面で問題がでてくるので、よく考えたうえで計画してほしい」といった意見をいただいています。

今後は、県民意見を盛り込んだ海岸保全基本計画書を作成し、10月27日に実施予定の、第3回海岸保全基本計画改定委員会に諮り、改定を行ってまいります。

以上でございます。

後藤委員長 ただいまの報告につきまして、質疑、ご意見などはございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

後藤委員長 質疑もないようですので、次の報告をお願いします。

宮崎都市計画課長 大分都市圏パーソントリップ調査の結果についてご報告いたします。

委員会資料の10ページをお開き願います。

大分都市圏パーソントリップ調査は、人の動きに着目した交通実態調査で、移動目的や交通手段、時間など、ある1日の動きについて、細かな内容を伺うことで、都市圏の交通に関する現状の把握を行うものです。

昨年の10月から11月にかけて、大分市を中心とする大分都市圏にお住まいの方を対象に調査を実施いたしました。このたび、調査結果の取りまとめが終わりましたので報告します。

なお、今回のパーソントリップ調査は、昭和58年以来、約30年ぶりの実施となりました。

調査は、大分都市圏の約10万8千世帯に郵送により配布し、約6万3千人の方々にご協力いただき、必要な回答数を確保したところです。

調査結果について、別冊としてお渡ししている資料を公表する予定にしておりますが、本日はこの中の代表的な項目について説明します。

まず、都市圏にお住まいの方の移動の状況についてです。資料の左上枠囲い右端の合計欄に示していますように、大分都市圏では、平日1日に約183万回の移動がされているということがわかりました。これは30年前の状況と大きな変化がないということになりますが、内訳を見ますと、都市圏の外との移動が少しふえており、30年前よりは移動の広域化がみられるという状況です。

次に、それらの移動で、どのような交通手段が利用されているのかということです。資料の左下をごらんください。

主な移動手段としては自動車の割合が高く、運転、同乗を合わせると、約68%の移動が自動車で行われているという実態がわかりました。次いで、徒歩、バイク、自転車という順で利用がされています。

また、下段棒グラフの30年前の状況と比較しますと、自動車の利用が6割程度ふえている一方、徒歩が半減していたり、バスも大きく減少するなど、自動車への依存が高まっていることがわかります。

これらのデータとあわせて、市町別や年齢階層別に整理したデータを公表する予定です。

また、調査結果を様々な角度で分析しながら、効果的な交通施策を検討しているところで、一例を説明します。

資料の右側に記載しておりますデータは、交通の状況を時間別に見て、その目的と交通手段がどのようになっているかを整理したものです。

赤点線枠の7～9時台に交通のピークが発生しており、左側の折れ線グラフの青色で示しています通勤や水色の通学目的による移動が多いことがわかります。また、右の折れ線グラフの交通手段については、全ての時間帯で水色と青色で示しています自動車の利用が多く、ピーク時においても、昼間と比べて多くの方が自動車を利用していることがうかがえます。

このような状況から、交通の需給バランスを改善していく上では、公共交通の利用促進により、ピーク時の自動車交通量の抑制を図りながら、業務や通院など日常の行動を下支

えするために道路整備による交通容量の拡大を行うといった総合的な交通対策が必要と考えております。

さらには、右下の図のように、自動車の利用目的に着目して整理したところ、ピーク時の渋滞対策については通勤に関する交通手段の見直しなどが効果があるのではないかとということで、それに向けた施策を検討しております。

今後の予定として、本年度末を目標に、公共交通、自動車、自転車等の各交通機関が適切に役割分担をした快適で人に優しい都市づくりを目指す総合都市交通計画の策定を進めていきます。また、その推進体制についても構築を図ってまいります。

以上で説明を終わります。

後藤委員長 ただいまの報告につきまして、質疑、ご意見などはございませんか。

毛利副委員長 1点だけ、この調査をもとに、これからさらに環境を含めた都市開発をしていくということなんですけど、公共交通をよくするというところでありますけど、自動車がふえると、地球温暖化とか電力不足とかいう方向性から、道路の街灯ですね、LEDを、これ直接はこれには関係ないけど、やっぱり自転車だとか徒歩に対してとかいうことで、LED化にするという方向性の考え方は、県はどのように考えているのか。

亀井道路保全課長 うちの3,100キロメートルの道路の中に、外にある、トンネル以外の照明灯が約7千ございます。そのうち、1,800ほどにつきまして、今年度から3カ年かけましてLED化するように今事業を進めておるところでございます。

毛利副委員長 あとはどうするのかと、それと今言うように、これからどんどんそうやって自動車もふえるし、スピードからいくと、もっと早く対応するべきではないかなと思うんですけど、そここのところは議論も必要だと思うんですけども、どうなんでしょうか。

亀井道路保全課長 現在LED化に変えるのは、今ついている電灯をかえることによって経済的に電気代が安くなってメリットがあるものをかえるようにしております。今のLEDが、たしか6万時間ぐらいの寿命があるんですけど、これが技術革新しまして9万時間とか、18万時間になりましたら、またさらに逆転するようになりますので、今建っているものの、LEDよりも少し前の性能のいい電灯も徐々に変わってくるんじゃないかと考えています。

毛利副委員長 ぜひ計画的にお願いしたいと思います。

桜木委員 この自動車を利用して通勤する都市部に集中してしまうんですけど、それで、隼より始めよということで、県庁の中は、何割ぐらいの人が自動車を利用して出勤しよるんですかね。ざっと調査したことはないんですか。

甲斐土木建築企画課長 今データを持ち合わせていないんですけども、地球温暖化の対策で、ノーマイカーデーというのをやっております、車通勤の方を全てチェックしております。総数については生活環境部のほうで把握しているかと思っておりますので、必要であればうちのほうで資料をそろえてまた提出したいと思います。

桜木委員 そういう方が公共交通機関を利用すればいいわけですから、いろんなバス会社等の路線との検討をしてもらって、やっぱり住宅地からの自動車通勤を減らして、公共交通機関にかえていくというような施策も必要なんじゃないかというふうな気がしますけど。

後藤委員長 通勤分類の一覧表かなんかがあれば、そろえてください。

ほかに質疑もないようですので、次の報告をお願いします。

後藤砂防課長 土砂災害対策について、ご説明いたします。

委員会資料の11ページをお開き願います。

資料左側、現状と課題の上段、近年の土砂災害発生状況をごらんください。

左側の図は、過去10年間の土砂災害の発生箇所を示したもので、赤く記されているところが発生箇所を示しており、県内の至るところで発生しているのがおわかりになると思います。平均すると年間約50件の土砂災害が発生しています。

また右側の写真は、一昨年九州北部豪雨時に、竹田市の滝水川において砂防ダムが流木を捕捉している状況で、施設効果が発揮され、下流域の被害軽減に寄与したものです。

次に、資料中段の土砂災害危険箇所の整備状況と土砂災害危険区域の指定状況をごらんください。

本県は、土砂災害危険箇所が1万9,640カ所と全国5位の危険箇所があります。左のグラフは、土砂災害危険箇所のうち、県が対策することができる要対策箇所において、砂防ダムなどハードの整備状況を示したもので、その整備率は25.9%となっています。これは九州平均25.0%と比較して、ほぼ同水準です。

また右のグラフは、ソフト対策の1つである土砂災害警戒区域の指定状況を示したもので、その指定率は17.5%と、全国や九州の平均と比べて低い状況となっています。

次に、資料下段の平成26年度8月豪雨による広島市の土砂災害についてをごらんください。

被害拡大の要因を5点挙げておりますが、これらの要因を分析し、着実なハード対策の実施と警戒避難体制を支援するソフト対策の推進を、強く進めていきたいと考えています。

そのための取り組みについて、ご説明します。

まず、ハード対策ですが、災害時要援護者施設、避難所や避難路等、優先度をつけて整備を行うことで、選択と集中による事業の効果的な推進を図っていきます。

次に、ソフト対策ですが、警戒避難体制の構築に向けた取り組みとして、土砂災害警戒区域等指定の加速を行っていきます。

基礎調査が終了していない箇所については、避難体制の整備が急がれる人家5戸以上の要対策箇所を優先的に調査を行い、市町村が策定するハザードマップ等を通じて住民に周知してまいります。

さらに、効果的な土砂災害情報の発信も重要であり、市町村が行う避難勧告及び住民の自主避難の判断を支援してまいります。

具体的には、出水期前点検結果を住民に周知するとともに、土砂災害危険箇所の場所や、危険が迫ってきたことを伝える警戒情報、危険のレベルを確認するための危険度情報などを発表していくことで、住民の早期避難を促す取り組みを市町村と連携しながら進めてまいります。

今後とも、これらハードとソフトの両輪による総合的な土砂災害対策にしっかりと取り組んでまいります。

以上でございます。

後藤委員長 土砂災害対策の報告につきまして、質疑、ご意見などはございませんか。

毛利副委員長 説明にあったように指定のおくれに対する取り組みということで説明をいただきましたけど、重要なことは、これをいつまでやるかということだと思っんですよね。

その辺のところを明確にしていかないと、やはり県民も安心もしないし、また、我々も一緒にみんなで危機感を持って取り組むということはできないと思うんですけど、その点はどのように考えていますか。

後藤砂防課長 現状では、まだ国の補助率等の話もございまして、なかなか現状ではお示しするわけにはいかないんですが、とにかく急いで、まずは、今、基礎調査を終わって、住民のご了解を得られずに保留になっている箇所とかございますので、そこにまずはもう一回、保留になっているところ全箇所当たっていく。それと、やっぱり基礎調査自体は非常に時間がかかって、基礎調査に入るには、まずは説明をして、そして了解を得て、そしてまた調査する、それからまた、了解を得て指定するという動きなんですけど、全体的に指定自体の時間もかかるということから、ちょっと今、いつということはお示しできませんが、とにかく加速して、今のままで悪い点は十分認識しておりますので、とにかく加速していきたいと考えております。

進土木建築部長 土砂警戒区域——災害の警戒区域の指定というのは、基本的に一番効果があるというふうに思っています。それを推進することは、知事も、きのうの答弁の中で加速するというので、かなり明確に言っていただきました。どのくらいの期間でどのくらい推し進めるということは、来年度予算がどのくらいというような話もありますし、やはり今後の財政課との協議とか、年末に向けてこの辺は協議していく案件というふうにご覧しております。できるだけ我々も財政当局に思い切った金額でということをお願いしているかなと考えているところでございます。

毛利副委員長 我々はそうやって行政に要望して進めていかなければいけないというのと同時に、こういう立場であるから、今の意見や内容かわかるんですけど、県民の方はなかなかわからなくて、今、北海道であんなに降ったりすると全国で日本の安全なところはどこかという、言えないような状況ですよ。起きてしまって、またそれを責任転嫁したりするんで、そういうことがないように、私どもも、今、県はこうやって取り組んでいるんだということを機会あるごとに言いますが、県も市町村やいろんな機関やいろんな講習会とか、いろんなことを通じて、行動の中身がわかるようにしていくべきではないかなと思いますので、ぜひその取り組みもよろしくをお願いします。

桜木委員 せっかくデータが出ているんですから、目標値を土木のほうがつくって、そして財政課にこうだと言うべきじゃないですかね。協議して、予算がちょっともらえたからこんなしましょうとか、そんなんじゃないで、これだけ大分県は急傾斜地が多いし、危険区域はたくさんあるわけですよ。指定率は特別低いというようなことであれば、やっぱりこれを直していくには、土木のほうリーダーシップをとってやってもらわないと困るというふうに思います。ぜひ努力してください。

進土木建築部長 おっしゃるとおりと考えております。我々から期限とかこれだけという話でやらせてもらいたいと思っています。財政当局に対してそういう説明をして予算を持っていくというやり方をするつもりで頑張っています。

江藤委員 今、市町村段階も、県の指導のもとで、消防と一緒に毎年、土砂の危険区域指定の関係の見直しを何回もやってきていると思うんですよ。私が言いたいのは、そういったとき、看板はみんな立っているんだけど、一昨年湯布院の岳本川の災害の後、即行ったんだけど、あれ砂防ダムが2本入っただけで、ある程度でとまったんです

よ。それで、その後どうするかというと、あと2本また新たに上にやるごとになって、今やってもらいよんと思うんだけど、その後、やっぱり私が心配するのは、うちだけじゃなくて、県下かなり砂防ダムつくっていると思うんだけど、問題は土石流が何年かすると、砂防ダムいっぱいまで埋まってしまっているダムが多いんじゃないかなと思うんです。だから、そのときに、県が1回1回行くというのは大変だから、市町村段階で指示をおろして、危険な土石流も、危険箇所が何カ所あるよと、特にそういう50カ所あれば、そのうち10カ所は特に直接人家が影響しますよと、そのダム調査をちょっとしてくれんかと、満杯かどうか、そういったのをやっぱりして、土石流で満杯になると、ちょっと流れがやわらかくはなるけれども、完全にとまるということにはならんから、今、岳本川も災害の後、底からダムの土石流を全部さらえたわな。そしたら住民も安心しとるわけじゃな。そしてこれで安全じゃなと、そしてまた上に2本入るから、もうしゃあねえのというような状況だから、安全安心な部分で、その調査をやって対策をとってほしいと。

それから、最近になってやっと、住民の皆さんが、5戸以上30名以下という急傾斜のこの工事について理解を深めてきて、県に来る要望も多いと思うんだけど、やっと今、地域住民がうちは5戸以上で対策できるんじゃないか、ちょっと見ちょくれと引っ張りだこで、予算が追っつかんわいと言いながら、優先順位を決めながら、大分土木を通じてそこに公共と県単の2つ兼ねてやってもらいよんのだけでも、これもできたら国の予算を、予算要求をせめて倍ぐらいとってほしいなと。今までどおりいうと、追っつかんと思うけん、そういうこともお願いしておきたいと思います。

河野委員 広島的一件でこの土砂災害に注目が集まっているわけでありましてけども、高潮、津波対策である護岸、それから、川の溢水対策である堤防、さまざまなもの、それから、利水も含めた治水関係、こういった部分の施設について、さまざまな対策がトータルとして要るのかなと思っておりますので、そういった部分で一度、農業の関係の部分も含めて、大分県のそういった安全対策の施設関係のトータルの、こういったものが大分県の県土の安全を保っている、それが今どういう整備状況にあるかというものをぜひまとめていただきたいなと。それをもとに、県民にその具体的な状況というものを知らせることによって、税金の使い道としての選択肢を、やはり県民に示すべきじゃないかなというふうに思っておりますが、そういったことが、例えば部長会議とかの中で議論されるようなことはないでしょうか。

進土木建築部長 なかなか難しいご質問ですけれども、農政の部分は農政の部分で今、ため池とかですね、そういったところを今、問題視されていますけれども、なかなかこういう安全・安心分野の施設というのは、なかなか整備率が上がらないというのが実情なんです。ただ、これだけ異常気象が続いていて、全国的に不安定な形になっていますから、予算の倍増という意味合いでそういったものを県下でまとめて、そして要望していくというのは大いに有効な手段だなと思っております。

ただ、これまでも我々は国に提言をやっておりまして、そのときでも、実は大分県は九州で1番要改修延長が長いんですとか、その整備率はまだまだ低いんですとか、そういったことを要望書にちゃんと書いて、そして要望してきているという事態もあるんですけど、いかんせん、やっぱり全体の予算がなかなか伸びないというところがあります。ただ、国も強靱化ということをやっていますし、雨だけではなくて、津波と地震といったことも

今、本当に注目されていますので、今がチャンスだろうと。そういった意味で、国への要望というのは、今、知事が全国知事会の国土交通常任委員長もしていますので、大変なチャンスでございますから、そういう意味で国に対して、知事にも何度も言っていますけど、引き続きまたお願いして要望していきたいと思っております。また、そういう施設の整備状況については、この常任委員会等でも説明を差し上げたいと考えております。

河野委員 ぜひオール県庁でその辺の対策の基礎資料というのをを出していただければというふうに要望です。

藤田委員 警戒区域指定に戻るんですけども、一体的にちょっと私もいろんなところでアウンスをしていきたいんですが、警戒指定区域に指定されるための簡単な手順というか、流れを教えてくださいたいのと、その地元の同意というのは、どの程度法的な根拠も含めて必要なのか、地権者全員の賛成がないとできないものなのか、そうではなくて何割とかいうものがあるのかどうかというのはどうなんですか。

後藤砂防課長 まず手順から申し上げますと、危険箇所を優先的にピックアップいたしまして、その地域の地区にまずお話を持っていくます。もちろん市町村通じてですね。そして、まずは立ち入りの同意、次に、調査に入りまして、区域、そこで特別区域、この赤い部分と通常区域と決まりますので、その情報をまた皆さんにお示しして、情報を共有します。正式には市町村への合議もございまして、それをもって地元と合意できれば指定ということになります。通常はおおむね1年か1年半ぐらい。

藤田委員 地元の同意というのは。

後藤砂防課長 法規上は同意は必要ありません。しかし、おおむね地元の同意をとって指定している状況です。

後藤委員長 指定をすると土地の価値が下がるというふうなことを言っている、何か公にはそういう話があるんだけども、大分市内とかでも、実際、うちの土地の価値が下がるじゃないかと、そういう特別区域の指定をしちゃ困るんだというのも本当にあるんですか。

後藤砂防課長 おおむね先ほど言いました大分県内で98カ所ございまして、そういったところもございまして。どことはちょっとここでは申し上げられませんが、都市及びその近郊となっています。

後藤委員長 もともと価値が低いところに住んでおって、価値が下がるって言うてもしょうがないごとあるけどね。

桜木委員 この警戒区域に指定されたときは、テレビだと、家は建てられるけれども、何かあったときに移動せないかと。自費で移動せなというようなことを言ったんだけども、新しく私なら私が建てようと思ってもできるんですか、危険区域に指定されておるところも。

後藤砂防課長 それはできます。警戒区域では——今おっしゃられたのは特別警戒区域のレッドゾーンだと思いますけれども、そこはやっぱり建物の規制は出ます。やっぱりもし起きたときに、生命だけは守られるような頑丈なものを規制として見直していきます。

桜木委員 レッドゾーンのところは許可は出ないの。

後藤砂防課長 レッドゾーンは頑丈な物で……今ある建物については、移転を勧告、これは勧告でございまして、九州内ではまだ移転勧告をした例はございません。そして、特定

の開発行為のときはのり面の保全をしてからじゃないと開発の許可は出ないと、これが一番目玉のところでございます。

後藤委員長 この件については、ほかに質疑もないようですので、これで諸般の報告を終わります。

この際、その他全般にわたって、何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

後藤委員長 ちょっと私から1点だけ。調べているんだろと思うんですけども、県道の区間で、白線、センターラインとか外側線が物すごく消えているところ、ざまのないところもあるんです。実はラインがあると、外側線とセンターラインがあると、道路というのは割と締まるんですよ。少しぐらい傷みがあっても、締まった中を走っていくのと、ラインがない道路網は表面も悪いという点を走ると、二重に気分が悪くなる。やっぱりラインは、何か情報によると、調べていると聞いたんですけど、全県下でどれだけ必要なのか、どれだけラインがなくなっているのか、必要なのか、それを年次計画を立てて私はびしっとやるべきだと思う。

これは年次というよりも、やっぱり安全を守る立場からいくと、ラインなんていうのは、全県下1年に一遍に全部終わらせていいんじゃないかと。そのくらいの要素があると思うんです。そのラインの消えている部分、やらなきゃいけない部分というのは全県掌握をしているんですかね。

亀井道路保全課長 手元に資料がございませんけど、去年まではラインを引くお金が約8千万円ぐらいしかございませんでした。それを年度途中で、国のお金も入れて引けるような対策をしまして、約2倍の1億6千万円ぐらい。そういったお金で3年から4年かけて今引けてないのを何とかもとに戻そうという計画を立てております。それについてはまた後でご説明にあがります。非常にお金がかかるというか、非常に雪だるま式に消えているというのが実情です。

後藤委員長 先ほどから意見が出ていますように、地方創生という形で新たに大臣までできて、今から本格的にやっぺいこうという自民党の本部、内閣はやろうとしているわけですから、先ほどから言われたいろんな計画ですね、命にかかわるものとか、極端に言えば、浸水ぐらいのことから比べると、命がなくなるというのは大変な差ですよ。

ですから、そういう面でレベル差をつけて、重要なもの、どうしてもこれは緊急にやっぺいやるべきだというものの、砂防にしても、護岸にしても、いろんなもので先ほど河野委員が言われたように、精査をしていただいて、どういう状況に今県内が全部あるのかとか、その辺を県民に一遍発表して。地方の創生は実は国は5年が勝負だと言っているわけですから、5年間の中でどれだけ動いていけるか、芽を出しきるかというのが重要だろうと思いますので、土木の世界においても、少し考え方を変えていただいて、予算ありきというんじゃないくて、こういう形で予算をとらなきゃならんのだというふうな方向にやっぺいそれなりの資料をつくりそろえて動いていくということにならないと、今までの同じ形になるかなというように思っていますので、発想を変えていただいて、できれば若い人に知恵をいただいて、こういう形でやるべきじゃないかというふうなことを若者にもらって、ロートル組になると、なかなかその発想の転換がきかないんで、そういう点も考慮していただいて、頑張っていたいただきたいということをひとつお願いしておきたいと思っております。

安東建設政策課長 本年の5月15日から6月3日にかけて、土木建築部の各地方機関、関係公社等を調査していただきました。その際に、各市町村から提出をされました要望事項につきまして、本年度の取り組み状況をまとめました。後ほど委員のお席のほうに配付をさせていただきます。

以上でございます。

後藤委員長 これをもちまして、土木建築部関係の審査を全て終わります。執行部はご苦労さまでした。

〔土木建築部退室〕

後藤委員長 次に、閉会中の所管事務調査の件について、お諮りいたします。

お手元に配付のとおり、各事項について閉会中の継続調査をいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

後藤委員長 ご異議がないので、所定の手続をとることにいたします。

以上で、予定されている事項は終わりましたが、この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

後藤委員長 別にないようでありますので、これをもって本日の委員会を終わります。本日はどうもご苦労さまでした。